

「福住ふれあい協議会」規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「福住ふれあい協議会」(以下、「本会」という。)と称し、事務所を豊岡市立福住地区コミュニティセンター(豊岡市出石町福住 460-1)に置く。

(目的)

第2条 本会は、福住地区の範囲(鍛冶屋、福住、中村、坪口、榎見、和屋、奥山、百合、上野)(以下「地区」という。)における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、地区住民が夢と希望あふれるまちづくりをめざし、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 自然環境に関する取り組み事業。
- (3) 伝統行事の継承、維持に関する事業。
- (4) 将来地区を担える人材、コミュニティづくり事業。
- (5) 会員相互の情報交換並びに地区、世代、男女をこえての交流事業。
- (6) 福住地区公民館活動の継続事業。
- (7) 安全で安心して暮らせる生活環境に関する事業。
- (8) 地区の防災に関する活動事業。
- (9) 民生委員・児童委員、福祉委員との連携活動。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な取り組み。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で第2条の目的に賛同する各種団体。
- (3) その他会長が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 三役会
- (3) 役員会
- (4) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、各区長、本会の役員及び部会員、各種団体により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。
 - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員を選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要事項に関すること。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（委任状出席を含む）により成立し出席した会員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、その権限の行使を委任することができる。この時は委任状の提出が必要となる。
 - (1) 権限の行使を他の会員に委任することができる。
 - (2) 受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。

- 6 総会は、公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。
- 7 総会の議事については、書記が議事録を作成し、出席者のうちから選任した議事録署名人及び議長が署名押印する。

(三役会)

第7条 三役会は、会長が招集し総会、役員会、各部会の調整を審議する。構成は、会長、副会長、会計とする。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、会員から選任及び各区より推薦された者、及び本会が公募した者、各種団体から推薦のあった者をもって構成する。
- 4 部長は、総会において1名互選する。
- 5 部会に副部長及び会計を置くことができる。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 8 正副部長及び会計の任期は、役員任期に準じる。
- 9 部会は、部長が招集する。
- 10 部会と目的達成の事業は、次のとおりとする。
 - (1) 人づくり部 (振興) (人づくり)
 - ・ 第3条の(1)に関する事業。
 - ・ 第3条の(2)に関する事業。
 - ・ 第3条の(3)に関する事業。

- ・第3条の(4)に関する事業。
- ・第3条の(5)に関する事業。
- ・第3条の(6)に関する事業。
- ・第3条の(10)に関する事業。

(2) 安全安心部 (防災)

- ・第3条の(7)に関する事業。
- ・第3条の(8)に関する事業。
- ・第3条の(10)に関する事業。

(3) 生活環境部 (福祉)

- ・第3条の(9)に関する事業。
- ・第3条の(10)に関する事業。

11 各部には次の委員会及び委員を置く(原則各区より選出)

1 人づくり部 (振興)(人づくり)

- (1) 文化教養委員会
- (2) 男子体育委員会
- (3) 女子体育委員会
- (4) 女性委員会
- (5) 子供委員会
- (6) 福住幼小PTA代表
- (7) スポーツ文化後援会代表
- (8) スポーツ推進委員を2名置く

2 安全安心部 (防災)

- (1) 副区長会
- (2) 防犯委員会

3 生活環境部 (福祉)

- (1) 福祉委員会
- (2) 民生委員・児童委員会

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 区長 各区より1名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名

- (6) 人づくり部 部長 1名
- (7) 安全安心部 部長 1名
- (8) 生活環境部 部長 1名

- (9) 人づくり部 副部長 3名
- (10) 安全安心部 副部長 1名
- (11) 生活環境部 副部長 1名

- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会には顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第 12 条 役員は、総会において承認、互選する。

(役員の仕事)

第 13 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、事務局を総括し、会の運営を円滑に図る。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会において報告する。
- (5) 正副部長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 財 務

(経費)

第 15 条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 そ の 他

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、本会の設立された日より施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 役員の任期について、第14条の規定にかかわらず、本会の設立された日より、平成30年3月31日までとする。平成30年4月1日以降は第16条の会計年度に合わせる。ただし再任を妨げない。